## 「ボール遊びのできる公園づくり」 事業 ガイドライン

令和7年5月 松山市

# 目 次

1	公園でのボール遊びについて・・・・・・・2
2	「ボール遊びのできる公園づくり」事業について・・・2
3	「ボール遊びのできる公園づくり」事業の手続の進め方
	(1)フロー詳細説明・・・・・・・・・・・3
	(2)7□-♥・・・・・・・・・・・・・・

## 1 公園でのボール遊びについて

公園は、小さな子どもから高齢者まで、幅広い世代の方々に利用していただいていますが、近所の人たちが身近に利用する公園では、ボール遊びが安全にできる充分な広さが確保できないことから、野球やサッカーなどのボール遊びは、原則禁止させていただいています。

しかし、市民の皆様から、子どもたちに公園でボール遊びをさせてあげたいとの要望が多く寄せられています。そうした中、松山市では、平成18年度から、身近な公園について「ボール遊びのできる公園づくり」事業を行っています。

なお、保護者と幼児でビニール製等のボールを使用して行うキャッチボールなどの遊びや、高齢者に人気のあるグランドゴルフやゲートボールは、安全性が確保でき、他の利用者の迷惑にならないよう譲り合いながら使用するのであれば、規制の対象とはしていません。

## 2 「ボール遊びのできる公園づくり」事業について

この事業は、キャッチボールなどのボール遊びをとおして、青少年の健全育成に役立てるとともに、ボール遊びのマナーなど、利用者のモラルを高めることで、安全で安心な社会づくりに貢献することを目的としています。この事業を進めるに当たっては、公園周辺の皆様の理解を得て、公園管理協力会を中心とした地域の皆様がボール遊びのルールづくりに取り組んでいただくことが必要です。

#### 導入実績

松山市では、地域の皆様に本事業の趣旨に賛同いただき、これまでに20の 公園を「ボール遊びのできる公園」として整備しています。

(令和7年4月現在)

また、城山公園(ふれあい広場)や石手川緑地、各ソフトボールグランドで もボール遊びは可能です。

## 3「ボール遊びのできる公園づくり」事業の手続の進め方

#### (1) フロー詳細説明

#### ボール遊びについての事前相談

公園でボール遊びがしたいとの要望があれば、要望される方から市に連絡していた だきます。市は要望のあった公園の利用や管理に関する状況を調査します。

#### 公園管理協力会等との協議

要望のあった公園でのボール遊びについて検討するため、市は公園を管理している 公園管理協力会を通じて、町内会等の組織に協議への参加をお願いし、市の調査結果 などを参考に協議を始めていただきます(公園規模が小さいなど実現不可能と判断さ れる場合はこの段階で中止となる場合もあります)。

#### ワークショップの実施 (実施しない場合もあります)

必要に応じて、公園管理協力会や町内会等を中心に利用時のルールを決定するワークショップを実施します。市はワークショップのお手伝いや、申出人の方から希望があればワークショップに参加できるように調整を行います。

#### 地域の意向確認

協議やワークショップで、ボール遊びに関するエリアやルール案等が決定すると、 公園管理協力会は町内会及び公園周辺の方々に説明を行い、地域の意向を確認します (町内会や周辺住民の同意が得られない場合はこの段階で中止となります)。

#### 公園管理協力会から市に要望書を提出

地域の同意が得られれば、公園管理協力会から「ボール遊びのできる公園づくり」 事業の要望書を市に提出していただきます。

(要望書様式等は市で用意しています。)

#### 施設整備の実施

必要に応じて、市でフェンスの嵩上げや利用案内板の設置などを行います。

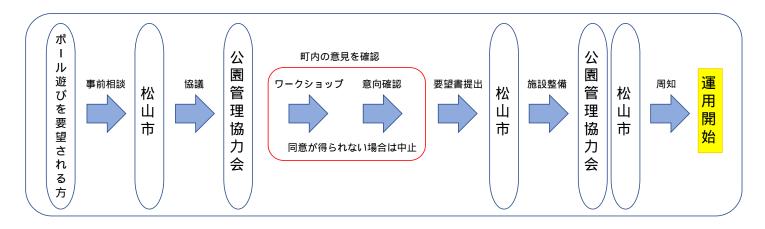
#### ルールの周知と運用

公園管理協力会は、協議やワークショップで決まったルールを、地域の方々などに 周知します。

市はホームページ等を活用して周知活動に協力します。

また運用後も、必要に応じて地域とともにルールの検証や見直しなどを行います。

## (2) フロー図



#### ボール遊びについての事前相談

ボール遊びの要望があれば、市が調査を実施するとともに公園管理協力会に連絡します。



市は実現可能な案件か、過去の経緯や周辺の状況などを調査します。

#### 公園管理協力会等との協議

要望内容や市が行った現地調査結果を元に実現可能な案か検討します。



公園規模が小さいなど実現不可能と判断される 場合はこの段階で中止となる場合もあります。

**ワークショップの実施(実施しない場合もあり)** 町内会等を中心に遊び方やルールを決定する ワークショップを、必要に応じて実施します。



市は他の公園や他市事例などの情報を提供し、 各公園にあった遊び方のルール作りに協力します。

#### 地域の意向確認

公園管理協力会が町内会や公園周辺の住民の最終的な意向確認を行います。



町内会や周辺住民の同意が得られない場合はこの段階で中止となります。

#### 公園管理協力会から市に要望書を提出

#### 施設整備の実施

市は公園の実情に応じ、安全性を高める必要がある場合などには工事を実施します。



市は必要に応じてフェンスの嵩上げや利用案内 看板の設置などを行います。

#### ルールの周知と運用

公園管理協力会は決定したルールを 広く利用者へ伝えます。



市はホームページなどの広報媒体を利用して周 知活動に協力します。

## (参考)ボール遊びのできる公園導入実績

年度	公園名
平成 18 年度	平井公園
平成 19 年度	河野別府公園 (文化の森公園)
平成 20 年度	中野公園
平成 21 年度	久万ノ台緑地
平成 22 年度	堀江中央公園
平成 23 年度	福音公園
平成 24 年度	白水台北公園
平成 25 年度	古川西公園
平成 26 年度	愛光公園
平成 27 年度	すみれ野北公園 北窪田公園
平成 28 年度	星が岡公園
平成 31 年度 令和元年度	白山の杜公園 南江戸本村公園 来住公園
令和2年度	中津東公園
令和3年度	大西第二区公園
令和 4 年度	和泉公園
令和5年度	余戸東すみれ公園
令和6年度	北条公園 ( 法橋 )

20 公園:令和7年4月現在